

北九州市介護保険条例の一部改正について

1 改正の理由

- (1) 介護保険法（以下「法」という。）第129条に基づき、北九州市介護保険条例第10条に定める保険料率を改定するもの。
- (2) 健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和2年12月24日に公布され、その改正に伴い、関係規定を改めるもの。

2 改正の内容

(1) 保険料額の改定（第10条関係）

法第129条（市町村は、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収しなければならない）に基づき、条例第10条に定める保険料について、令和3年度から5年度までの額を定める。

第8期の保険料段階は、さらに負担能力に応じたきめ細やかな保険料を設定するために、課税層段階に1段階増設し、「13段階」とするもの。

- ・ 保険料の額は、介護保険事業計画の期間に合わせて3年ごとに見直しを行っている。
- ・ 各段階の保険料額については別紙参照

(2) その他の改正

- ・ 介護保険料に係る所得指標の改正
- ・ 税制改正の影響を踏まえた合計所得金額の算定方法の改正

3 施行期日

令和3年4月1日

本市における第8期介護保険料について

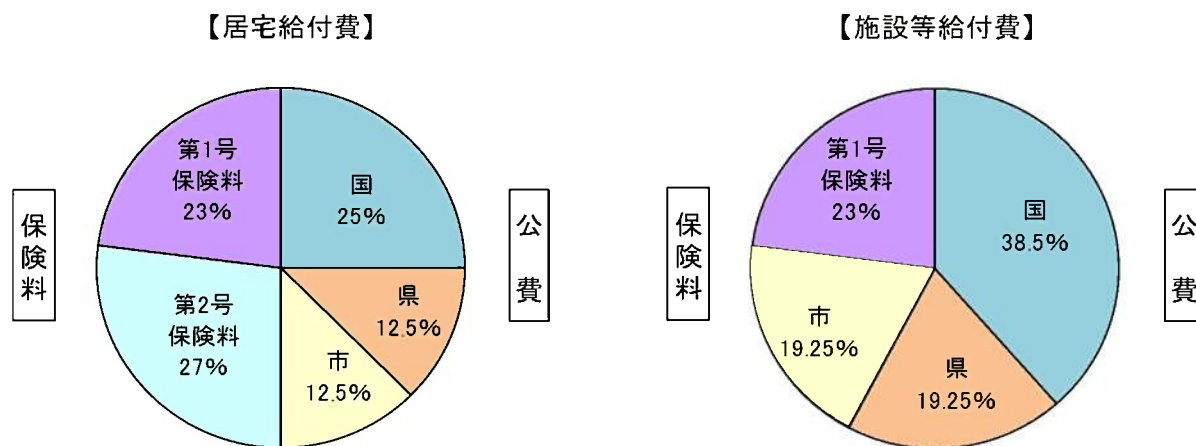
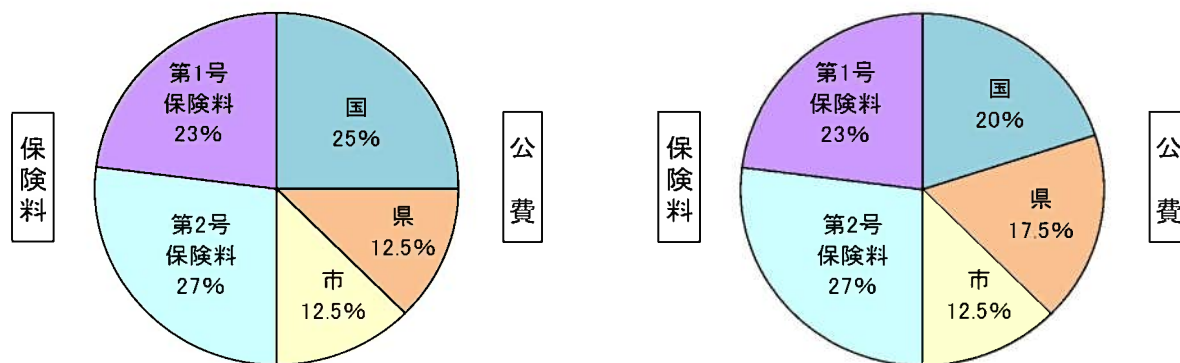
1 第8期介護保険事業計画における事業費の見込み

介護サービスの利用見込み等を基に第8期介護保険事業計画（令和3～5年度）における事業費を算定した結果、「介護給付費」が約2,952億円、「地域支援事業費」が約168億円、合計で約3,120億円と見込んでいます。

費用区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
介護給付費	963億円	986億円	1,003億円	2,952億円
地域支援事業費	54億円	56億円	58億円	168億円
介護予防・日常生活支援総合事業	35億円	36億円	37億円	108億円
包括的支援事業・任意事業	19億円	20億円	21億円	60億円
合計	1,017億円	1,042億円	1,061億円	3,120億円

2 介護給付費等の負担割合

介護保険のサービスにかかる費用は、利用者負担分1割（一定以上所得がある人は2割又は3割）を除いた残りが保険から給付され、その財源は、保険料と公費（税金）で賄われています。このうち、第1号被保険者の保険料で負担する割合は、第7期と同じく、第2号被保険者との全国の人口比により23%となります。



【介護予防・日常生活支援総合事業】

【包括的支援事業・任意事業】

3 第8期介護保険料について

(1) 保険料段階の設定について

これまでの本市の保険料段階は、国の示す標準モデル（9段階）を踏まえたうえで、負担能力を考慮した「12段階」で設定していました。

第8期保険料段階の設定にあたっては、さらに負担能力に応じたきめ細やかな保険料を設定するために、課税層段階の見直し等を行うことで、「13段階」の設定とします。

ア 第6段階の細分化（増設）

第7期における「第6段階」を、「新第6段階（合計所得金額が80万円未満）」と「新第7段階（合計所得金額が80万円以上120万円未満）」に細分化（増設）します。また、収入に占める保険料負担を軽減するため、新第6段階の保険料率（基準額「第5段階」に対する負担割合）は1.1とします。

イ 高所得者層の保険料率を引上げ

新第6段階の保険料率引下げによる保険料減収分については、高所得者層（新第11～13段階）の保険料率を引き上げることで対応します。具体的な保険料率は、新第11段階（1.75⇒1.8）、新第12段階（2.0⇒2.05）、新第13段階（2.1⇒2.15）となります。

ウ 国の基準に応じた変更

新各段階を区分する基準所得金額（境界所得）を、国が変更することに伴い、当該金額に応じた変更を行います。具体的には、新第9段階と新第10段階の境界所得（200万円⇒210万円）、新第10段階と新第11段階の境界所得（300万円⇒320万円）となります。

(2) 介護給付準備基金（保険料剰余分）の取扱い

介護保険料の剰余分については、介護給付準備基金に積み立てることとされていますが、当該基金については、国の基本的な考え方として、

ア 次期計画期間に歳入として繰り入れ、介護保険料の上昇抑制に充てること

イ 介護給付準備基金の適切な取崩しを検討

と示されていることから、本市においても介護保険財政の運営上必要な金額を残した上で、第8期介護保険料の上昇抑制のために充当します。

《第8期における「介護給付準備基金」の活用について》

活用額：約35億円 ⇒ 保険料（基準額）の引き下げ効果：約360円

（参考）第7期計画における活用額：約47億円 ⇒ 引き下げ効果：約490円

(3) 公費による低所得者の保険料軽減について

介護保険法に基づいた、公費による低所得者（市民税世帯非課税の人）の保険料軽減について、引き続き実施します。

(4) 介護報酬の改定について

令和3年度からの介護報酬の改定については、令和2年12月17日の予算大臣折衝に基づき、全体で「0.7%」の引き上げとなる予定です。本市の次期介護保険料は、この影響を踏まえて算定します。

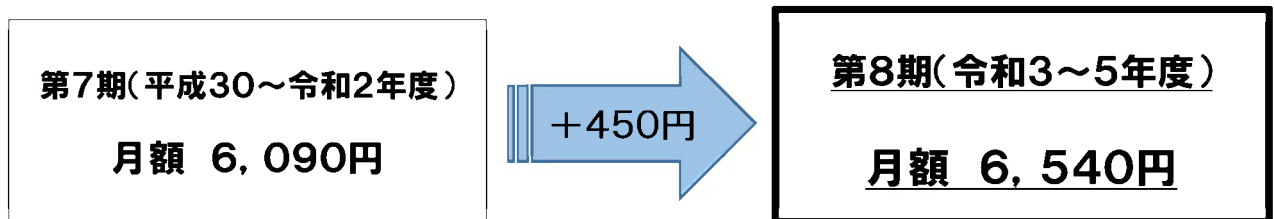
4 第8期介護保険料の算定

(1) 第1号被保険者の保険料(基準額)の算定

【第1号被保険者保険料(基準額:月額)の算定方法】

$$\frac{\begin{matrix} \text{3年間の介護給付費} \\ \cdot \text{地域支援事業費} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{第1号被保険者の} \\ \text{負担割合(23\%)} \end{matrix} - \begin{matrix} \text{介護給付} \\ \text{準備基金} \end{matrix}}{\begin{matrix} \text{3年間の第1号被保険者のべ人数} \end{matrix}} \div 12 \text{月}$$

(2) 第1号被保険者の第8期介護保険料(基準額)の案



※上記月額、介護給付準備基金活用後の金額。

※【参考】第5期:5,270円 ⇒ 第6期:5,700円(+430円) ⇒ 第7期:6,090円(+390円)

(3) 保険料段階の設定

第8期介護保険料(案)の設定イメージ

		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	
保険料率 ※カッコ内は公費軽減後		▲0.2	▲0.25	▲0.05		基準額	増設								
		0.5(0.3)	0.7(0.45)	0.75(0.7)	0.9	1.0	1.1	1.15	1.2	1.25	1.5	1.8	2.05	2.15	
対象範囲	生活保護受給者等	本人が市民税非課税					本人が市民税課税								
		世帯全員が市民税非課税			世帯の中に市民税課税者がいる										
		年金収入等80万円以下	年金収入等80万円超120万円以下	年金収入等120万円超	年金収入等80万円以下	年金収入等80万円超	合計所得金額80万円未満	合計所得金額80万円以上120万円未満	合計所得金額120万円以上160万円未満	合計所得金額160万円以上210万円未満	合計所得金額210万円以上220万円未満	合計所得金額220万円以上320万円未満	合計所得金額320万円以上400万円未満	合計所得金額400万円以上600万円未満	合計所得金額600万円以上
人数割合(R2当初)		25.3%	9.8%	9.5%	10.8%	9.5%	5.8%	7.0%	7.5%	4.8%	5.3%	2.0%	1.4%	1.5%	
第8期保険料(月額)		約1,970	約2,950	約4,580	約5,890	6,540	約7,200	約7,530	約7,850	約8,180	9,810	約11,780	約13,410	約14,070	
(参考)第7期保険料		約1,830	2,740	約4,270	約5,490	6,090	約7,010	約7,010	約7,310	約7,620	約9,140	約10,660	12,180	約12,790	
前期からの増		+140	+210	+310	+400	+450	+190	+520	+540	+560	+670	+1,120	+1,230	+1,280	

【 第 1 号被保険者の第 8 期介護保険料（令和 3 ～ 5 年度） 】

段階	対 象 範 囲			料率	保険料額 (月額)		
第1段階	生活保護受給者等(※) 老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税の人			—	約1,970円		
第2段階	本人が市民税非課税	世帯全員が市民税非課税	本人の前年の 「課税年金収入額(ア)」+ 「合計所得金額(イ)」-「公 的年金等に係る雑所得 (ウ)」で算出した額が右記に 該当する	80万円以下	基準額 × 0.3	約2,950円	
第3段階				80万円超 120万円以下	基準額 × 0.45		
第4段階				120万円超	基準額 × 0.7		
第5段階		世帯の中に 市民税課税 の人がいる		80万円以下	基準額 × 0.9		約5,890円
第6段階				80万円超	基準額		6,540円
第7段階	本人が市民税課税	本人の前年の「合計所得金額(エ)」で 算出した額が右記に該当する	80万円未満	基準額 × 1.1	約7,200円		
第8段階			80万円以上 120万円未満	基準額 × 1.15	約7,530円		
第9段階			120万円以上 160万円未満	基準額 × 1.2	約7,850円		
第10段階			160万円以上 210万円未満	基準額 × 1.25	約8,180円		
第11段階			210万円以上 320万円未満	基準額 × 1.5	9,810円		
第12段階			320万円以上 400万円未満	基準額 × 1.8	約11,780円		
第13段階			400万円以上 600万円未満	基準額 × 2.05	約13,410円		
		600万円以上	基準額 × 2.15	約14,070円			

※ 中国残留邦人等に対する支援給付、生活に困窮する外国人に対する保護を受けている人を含みます。

ア 国民年金・厚生年金等(障害年金、遺族年金は除く)の公的年金等控除前の総支払額をいいます。

イ 介護保険法施行令第39条第1項第1号ハ、第2号ハ及び第4号ハに規定する合計所得金額をいいます。

ウ 所得税法第35条第2項第1号に規定される額をいいます。

エ 本市介護保険条例第10条第1項第6号～第12号のアに規定する合計所得金額をいいます。

料率引上げ

1 改正の理由

平成30年度税制改正において、給与所得控除・公的年金等控除を10万円引き下げ、基礎控除を10万円引き上げる制度改正が行われた。これに伴い給与所得者や年金所得者がいる世帯は当人の担税力に変化がない場合でも、軽減措置に該当しにくくなることから、その影響を遮断する措置として、令和2年9月4日に国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第270号）が公布された。また、低未利用土地売却による長期譲渡所得について特別控除が新設されたことにより、令和2年12月24日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）が公布され、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）が改正された（いずれも令和3年1月1日施行、同年4月1日から適用）。

政令改正に伴い、本市においても、北九州市国民健康保険条例（昭和42年北九州市条例第53号）の関係規定の改正を行うもの。併せて、保健事業における事業廃止に伴う関係規定の削除等の規定の整備を行うもの。

2 改正の内容

（1）保健事業のうち貸付事業を廃止するもの（第9条関係）

北九州市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の廃止（令和2年12月議会提案、令和2年12月16日公布、令和3年4月1日施行）に伴うもの。

（2）長期譲渡所得（低未利用土地）の特別控除の新設に伴う改正（第11条の2関係）

租税特別措置法第35条の3第1項に規定された低未利用土地を売却した際の長期譲渡所得の特別控除については、保険料の所得割算定時には控除後の金額で算定することを規定するもの。

※低未利用土地とは「いわゆる空き地・空き家・空き店舗等」のこと。

（3）税制改正の影響を遮断するために軽減判定に講じられた措置に伴う改正（第20条、付則第5項関係）

ア 軽減判定基準額算定時の、基礎控除額相当分の基準額が43万円（現行：33万円）に引き上げられるため、10万円に被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の所得を有する者（給与所得者等）の数の合計数から1を減じた数を乗じて得た金額を加え、税制改正の影響を遮断し、税制改正の影響を受ける給与所得者等がいる世帯について、これまでどおりの軽減が受けられるよう改正を行う。

<世帯の合計所得>

5 割 軽 減 以 下	基礎控除額 (33万円) + 28.5万円×(被保険者数)
	↓
	基礎控除額((43万円) + (給与所得者等の数-1) ×10万円) + 28.5万円×(被保険者数)
2 割 軽 減	基礎控除額 (33万円) + 52万円×(被保険者数)
	↓
	基礎控除額((43万円) + (給与所得者等の数-1) ×10万円) + 52万円×(被保険者数)

※5割軽減以下には7割軽減を含む。

イ 65歳以上の公的年金等の所得を有する者については、所得から更に15万円を控除する特例があるため、第20条において、給与所得者等の数を算定する際に、公的年金等控除の「110万円」に更に15万円を控除した「125万円」を超える公的年金等の収入がある者と読み替える。

(4) 規定の整備 (第4条、第20条の2関係)

ア 被保険者とししない者を規定する第4条の規定のうち、第2号の老人福祉法の規定により、養護老人ホーム等に收容されている者であって、市長が定めるもの(収入が少ない者)については、該当者が存在せず、不要な規定となっていることから削除するもの。

※国通知で、各市町村の条例で規定する内容とされていたが、同通知が廃止されたことによるもの。

イ 読み替え規定における法律番号削除。

3 施行期日

公布の日。ただし、2(1)の規定は令和3年4月1日から施行する。

※令和3年度分保険料(賦課期日令和3年4月1日)からの適用であるが、政令については施行済のため、政令改正に係る改正は、公布の日施行とする。

北九州市公衆浴場法施行条例の一部改正について

1 改正の理由

北九州市公衆浴場法施行条例（平成24年北九州市条例第58号。以下「条例」という。）は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めている。

営業者が講ずべき入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準については、法第3条第2項において都道府県（保健所を設置する市にあっては市）が条例で定めることとされており、本市をはじめ各自治体においては、公衆浴場における衛生等管理要領（平成12年厚生省生活衛生局長通知生衛発第1811号。以下「要領」という。）を参考に基準を定め、営業者に対する指導等を行っている。

今般、「子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究」（令和元年度厚生労働科学特別研究事業）の研究成果等を踏まえ、公衆浴場における混浴のトラブルを防止するため男女の混浴制限年齢について引き下げを行う要領の改正が行われた（令和2年12月10日通知）。本市においても、要領の改正の趣旨及び内容を踏まえ、要領と同様の年齢の引下げを行うため、条例の一部を改正するもの。

2 改正の内容

普通公衆浴場に係る措置の基準の改正（第4条関係）

要領改正に合わせた改正を行うため、第4条第2項第4号「10歳以上の男女を混浴させないこと。」を「7歳以上の男女を混浴させないこと。」に改める。

3 施行期日

令和3年7月1日

【理由】措置の基準が改正となることから、現に存する許可施設及び市民に対する周知期間を設ける必要があるため。※福岡県及び県内の保健所設置市（福岡市及び久留米市）も同じ施行期日で実施。

4 市内対象施設（令和2年3月末時点）

※その他の公衆浴場（個室公衆浴場を除く）についても同様の規定が適用される（条例第5条第3項第1号）

業種	普通 公衆浴場	その他の公衆浴場（個室公衆浴場を除く）				合計
		一般用 サウナ	ヘルス センター	スポーツ 施設	その他	
施設数	19	33	14	24	26	116

1 改正の理由

食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の規定により、公衆衛生に与える影響が著しい営業（飲食店営業等）については、都道府県知事（保健所設置市においては市長）の許可が必要である。

本市では、北九州市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準等に関する条例（平成12年北九州市条例第23号。以下「条例」という。）において、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）に定める営業許可業種34業種及び福岡県食品取扱条例（昭和28年福岡県条例第47号。以下「県条例」という。）で県が独自に定める営業許可業種5業種の許可の申請等に対する審査の事務に係る手数料を定めている。

今般、法等の改正により、営業許可制度の見直し及び営業届出制度が創設されたことに伴い、条例で定める営業許可業種の整理や、手数料の設定を行うため、条例の一部改正を行うもの。

2 改正の内容

（1）条例に引用する法の規定の条項ずれに伴う規定の整理（第1条関係）

法の条項ずれに伴い、条例第1条中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改める。

（2）県条例に関する規定の削除（第1条、第5条、第6条、第7条、別表第2関係）

県が独自に定める営業許可業種5業種（おきうと製造業等）が届出業種となり、営業許可業種として規定していた県条例が廃止されたため、当該業種に係る事務手数料について規定している条例第1条を改め、第5条及び別表第2を削る。

（3）政令第35条で定める営業許可業種の変更に伴う手数料改正（第4条、別表第1関係）

「別表第1」を「別表」とし、営業の許可の申請に対する審査の事務に係る手数料の新設、廃止及び営業許可業種の変更を行う。

3 施行期日

令和3年6月1日（法の施行期日と合わせるため。）

なお、改正法施行後、施行以前に取得した営業許可の有効期限が満了し、引き続き営業を継続する場合における許可の申請については、新規の許可申請として取り扱うが、許可の申請に対する審査の事務に係る手数料は、改正後の条例別表各号に掲げる営業の許可の更新のとき又は更新の場合の金額（新規のとき又は新規の場合の75%の金額）とする経過措置を設けている。